

利用者のために

今回、公表した統計表は、これまで月毎に公表した平成28年1月分から12月分までの木材統計調査のうち製材月別調査及び合単板月別調査並びに木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の結果を編集したものである。

なお、製材月別調査については、調査結果の精度の向上を図るため、各月の公表時点で未回収であった調査対象工場からの報告値を含めて、再集計した結果を掲載したものである。

また、合単板月別調査については、一部の調査対象工場からの報告値に訂正があったことから、修正を行い、再集計した結果を掲載したものである。

1 調査の目的

- (1) 木材統計調査
素材生産及び木材製品の生産、出荷等に関する実態を明らかにし、森林・林業行政の推進等に資する資料を整備することを目的とする。
- (2) 木材流通統計調査
木材の価格水準及びその変動並びに木材の流通構造を的確に把握し、木材の流通改善対策、木材産業の合理化対策の推進等に資する資料を整備することを目的とする。

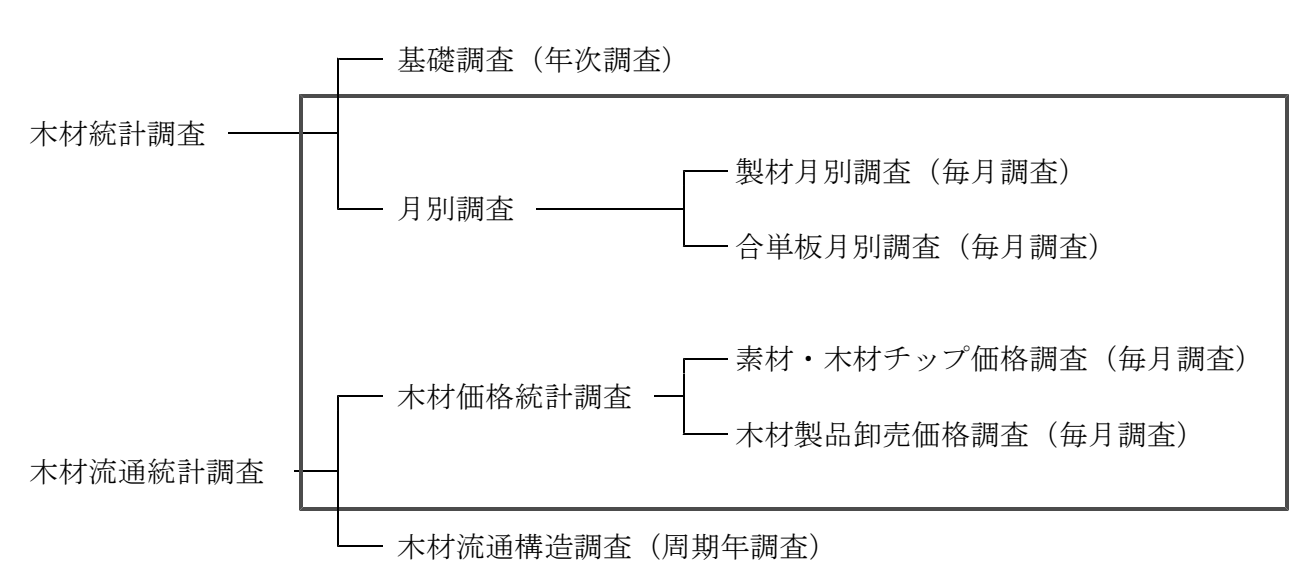
2 調査の根拠

木材統計調査は統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査であり、木材流通統計調査は同法第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「民間事業者」という。）を通じて実施した。

4 調査の体系（枠で囲んだ部分が公表した範囲）



5 調査の範囲と対象

(1) 調査の範囲

全国の区域

(2) 調査の対象

ア 木材統計調査

(ア) 製材月別調査

製材工場（製材用動力の出力数が7.5kW以上の工場）を対象とした。

(イ) 合単板月別調査

合単板工場を対象とした。

イ 木材流通統計調査

(ア) 素材・木材チップ価格調査

製材工場、合単板工場及び木材チップ工場を対象とした。

(イ) 木材製品卸売価格調査

木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者を対象とした。

6 調査対象者の選定

(1) 木材統計調査

ア 製材月別調査

調査対象者数は、都道府県別に、素材消費量を指標とする標準誤差率（目標精度）が10%となるよう算出した。

調査対象者の抽出は、都道府県別に既存工場を前年の年間素材消費量の多い順に並べ、全数調査階層（年間素材消費量の多い方から順に調査対象数の3割になるまでの工場）と標本調査階層（全数調査階層以外）に区分し、全数調査階層は全ての工場を調査対象者とし、標本調査階層からは系統抽出により全体の工場数から全数調査階層の工場数を差し引いた数の工場を調査対象者として抽出した。

また、新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は新規調査階層とし、工場の製材が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全てを調査対象者とした。

イ 合単板月別調査

都道府県別に既存工場を単板専門工場は前年の単板製造用素材入荷量、普通合板工場は前年の普通合板生産量、特殊合板専門工場は前年の特殊合板生産量について、それぞれそれらの量の多い工場から順に並べ、それぞれの量の85%に達するまでのものを既存工場階層とし、その全てを調査対象者とした。

また、新規に操業を開始し、又は操業を再開した工場は新規調査階層とし、工場の合単板の生産が開始された時点で当該月分の調査を行い、この階層については全てを調査対象者とした。

(2) 木材流通統計調査

ア 素材・木材チップ価格調査

(ア) 調査品目別に、素材は全国の素材消費量、木材チップは全国の木材チップ生産量のおおむね80%に達するまでの都道府県を選定した。

(イ) 選定した都道府県について、素材は素材消費量、木材チップは木材チップ生産量の多い市町村の中から、当該都道府県において調査する品目を多く取り扱っている複数の市町村を有意に選定した。

(ウ) 選定された市町村の中から、調査する品目の取扱量が多く、かつ、その取扱量が年間を通じて変動が少なく、継続的に調査が可能な工場を調査対象者として選定した。

イ 木材製品卸売価格調査

- (ア) 調査品目別に、販売量が多く、かつ、建築着工戸数が多い等木材流通上主要な10都道府県を有意に選定した。
- (イ) 選定した都道府県について、製材品、普通合板及び集成材の販売量の多い順に複数の市町村を選定した。
- (ウ) 選定された市町村の中から、製材品、普通合板及び集成材の販売量が多く、かつ、その販売量が年間を通じて変動が少なく、継続的に調査が可能な業者を調査対象者として選定した。

調 査 種 類 別 調 査 対 象 者 数

製材月別調査			合単板月別調査			木材価格統計調査					
						素材・木材チップ価格調査			1) 木材製品卸売価格調査		
調査対象者数	有効回収数	有効回収率	調査対象者数	有効回収数	有効回収率	調査対象者数	有効回収数	有効回収率	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
工場	工場	%	工場	工場	%	工場	工場	%	業者	業者	%
1,076	936	87.0	74	74	100.0	293	293	100.0	64	64	100.0

注:1)の調査対象者は、木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者である。

7 調査期日

- (1) 木材統計調査
製材月別調査及び合単板月別調査
毎月末日現在で、過去1か月間の状況について調査した。
- (2) 木材流通統計調査
素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査
毎月15日現在の価格を調査した。

8 調査事項

- (1) 木材統計調査
 - ア 製材月別調査
製材に用いる動力の出力数、素材の入荷量、消費量及び在庫量並びに製材品の生産量、出荷量及び在庫量
 - イ 合単板月別調査
素材の入荷量、消費量及び在庫量並びに合板の入荷量、生産量、出荷量及び在庫量
- (2) 木材流通統計調査
 - ア 素材・木材チップ価格調査
素材の購入価格、パルプ向け木材チップの工場渡し価格及び価格変動の要因
なお、価格に消費税を含む（以下イにおいて同じ。）。
 - イ 木材製品卸売価格調査
木材製品の販売価格及び価格変動の要因

9 調査方法

- (1) 木材統計調査
製材月別調査及び合単板月別調査
オンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布し、回収する方法で実施した。
- (2) 木材流通統計調査
素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査
民間事業者が調査対象者にオンライン、郵送又はFAXにより調査票を配布し、回収する方法で実施した。

10 取りまとめ方法

(1) 木材統計調査

ア 製材月別調査

推定は、都道府県別に、次の推定式のとおり行い、都道府県推定値を合計して全国結果とした。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + S + P$$

X : x の合計値の推定値

n : 標本調査階層内の標本工場数

x_i : 標本調査階層内の i 番目の標本工場の x の値

y_i : 標本調査階層内の i 番目の標本工場の前年の素材消費量

Y : 標本調査階層の前年の総素材消費量

S : 全数調査階層の x の合計値

P : 新規調査階層の x の合計値（調査値又は推定値）

イ 合単板月別調査

推定は、都道府県別に次の推定式のとおり行い、都道府県推定値を合計して全国結果とした。

なお、推定式中の「y_i」及び「Y」は、単板製造用素材の入荷量に関する項目の推定にあつては「単板製造用素材の入荷量」、普通合板の生産量に関する項目の推定にあつては「普通合板生産量」、特殊合板の生産量に関する項目の推定にあつては「特殊合板生産量」を用いた。

$$X = \frac{\sum_{i=1}^n x_i}{\sum_{i=1}^n y_i} \cdot Y + P$$

X : x の合計の推定値

n : 標本工場数

x_i : i 番目の標本工場の x の値

y_i : i 番目の標本工場の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板生産量又は特殊合板生産量）

Y : 既存工場階層の前年の単板製造用素材の入荷量（普通合板製造量又は特殊合板製造量）の合計

P : 調査年の途中で新たに操業した合単板工場の当該項目の合計値（調査値又は推定値）

(2) 木材流通統計調査

・ 素材・木材チップ価格調査及び木材製品卸売価格調査

調査品目及び調査対象都道府県の見直しについては、基準年として西暦末尾が「1」と「6」の年の流通量に基づいて行っている。

都道府県平均価格は、素材については2011年（平成23年）における調査対象工場別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については2011年（平成23年）における調査対象業者別の年間の販売量により加重平均して算出した。

全国平均価格は、素材については平成22年における当該都道府県別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については平成23年における当該都道府県別の年間の推定販売

量により加重平均して算出した。

なお、全国の年価格は、月別の全国価格を単純平均により算出した。

11 統計の表章

本書に掲載した統計表は、全国、都道府県別統計からなっている。

12 実績精度（全国）

本調査の実績精度を、標本から推定した指標項目（全国）の標準誤差率（標準誤差の推定値÷指標項目の推定値×100）により示すと、次のとおりである。

調 査 名		指 標 項 目	標準誤差率
木材統計調査	製材月別調査	素材消費量（１～12月）	1.2～1.5%

13 用語の説明

(1) 素 材 関 係

素 材	用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含めた。
	「大中角」とは、建築用材のひき角類（(2)参照）のうち一般に大中角と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米材では通常一辺の長さが18インチ（46cm）以上を大角、18インチ未満で10インチ（25cm）以上のものを中角と称するが、取引に際しては大中角として一括されている。 「盤」とは、建築用材のひき割類（(2)参照）のうち一般に盤と称されるものをいい、一定の規格は定められていない。米まつ、米つが、スプルース、チーク等の材に多く、米材では厚さ3～6インチ（7.6～15.2cm）、幅10～12インチ（25～30.5cm）及び長さ20フィート（6m）以上のものとしている。 「その他の半製品」とは、大中角及び盤以外の製材品で、一般に再製材しないと利用できないものをいう。
南 洋 材	ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、パプアニューギニア等の南方地域から輸入される木材の総称で、きり、リグナムバイタ及びチークの3樹種を除いた全ての樹種をいう。
う ち ラ ワ ン 材	フタバガキ科に属する樹木で、一般にラワン類と称されるものの総称である。
米 材	アメリカ合衆国及びカナダから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、米つが、米まつ、スプルース、米すぎ、米ひのき等である。
北 洋 材	ロシア連邦から輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、北洋からまつ、北洋えぞまつ、北洋とどまつ等である。
ニュージーランド材	ニュージーランドから輸入される木材で、樹種は問わない。主要樹種は、ニュージーランドまつ（ラジアタパイン）である。
そ の 他 の 外 材	南洋材、米材、北洋材及びニュージーランド材以外の輸入木材である。

(2) 製 材 関 係

製 材	製材機を用いて、素材から板類、ひき割類又はひき角類（以下「製材品」という。）を生産することをいう。
製 材 工 場	製材を行う事業所をいい、移動製材工場を含めるものとする。ただし、製材に用いる動力の出力数が7.5kW未満の工場を除く。
製 材 用 動 力	製材用機械を動かす原動力（モーター等）をいい、製材機その他、これに付属する設備（目立て機、巻上げ機、ベルトコンベアー等）の動力も含めた。
製材用素材入荷量	製材に供するために工場土場（工場に隣接している駅土場、貯木場等を含

	む。)に入荷した素材の量で、転売したものを除き、賃びきを依頼されたものを含める。
半 製 品	大中角、盤及びその他の半製品をいう（それぞれの用語の説明は、(1)の「素材」の項を参照）。
素 材 消 費 量	製材機にかけた素材の量をいう。
製 材 品 生 産 量	手持ち製材用素材及び賃びき材から生産された製材品の量をいう。
製 材 品 出 荷 量	手持ち材による製材品で販売したもの及び自家業務用に消費したものと並びに賃びき材による製材品の総量をいう。

(3) 合 単 板 関 係

合 単 板 工 場	単板、普通合板及び特殊合板を製造する工場をいう。 なお、普通合板と特殊合板を製造する工場を一貫工場という。
単 板	ロータリーレース、スライサー又はベニヤソーを使用して製造された木材の薄板で、合板に用いるものをいう。
合 板	原則として単板を3枚以上繊維方向を直角に接着剤で張り合わせたものをいう。
普 通 合 板	合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施さない合板をいう。
ベニヤコア合板	心板に単板を使用して製造した合板をいう。
特 殊 コ ア 合 板	心板に単板以外のもの（ひき板等）を使用して生産した合板をいう。
針 葉 樹 合 板	針葉樹材で製造された普通合板をいい、本調査では針葉樹のみで製造した「全針葉樹合板」を調査対象とし、針葉樹と広葉樹を混合し製造した複合針葉樹合板は含んでいない。
特 殊 合 板	普通合板の表面にオーバーレイ、プリント、塗装等の加工を施した合板をいう。
オーバーレイ合板	ポリエステル樹脂、メラミン樹脂、塩化ビニル樹脂、薄い金属板等を表面に張った合板をいう。
ポ リ エ ス テ ル 化 粧 合 板	紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、ポリエステル樹脂を主材とした熱硬化性樹脂を結合剤又は化粧材として表面に張った合板をいう。
塩 化 ビ ニ ル 化 粧 合 板	塩化ビニル樹脂シート又は塩化ビニル樹脂フィルムを表面に張った合板をいう。
ジ ア リ ル フ タ レ ー ト 化 粧 合 板	紙又はこれに類する繊維質材料を主基材とし、プロピレン樹脂の塩素化によって得られるアリクロライド及びフタル酸を主原料としたジアリルフタレート樹脂を表面に張った合板をいう。

プリント合板	印刷加工を表面に施した合板をいう。この場合、ダイレクト及びラミネートの両方を含めた。 なお、印天合板は、ここに含めず、「その他の合板」に含めた。
塗装合板	木材用塗料（主としてニトロセルローズラッカー、アミノアルキド樹脂塗料、ポリエステル樹脂塗料等）を表面に塗装した合板をいい、透明塗装合板及び不透明塗装合板の種類がある。
天然木化粧合板	表面に木材質特有の美観を目的として薄単板を張り合わせた合板をいう。 なお、張天合板は、ここに含めず、「その他の合板」に含めた。
その他の合板	上記以外の特殊合板でメラミン化粧合板、変性メラミン化粧合板、その他のオーバーレイ合板、印天合板、張天合板及び床用合板をいう。
うち木質複合床板	合板を基材とし、木質系材料を重ねて接着し、さねはぎ加工その他所要の加工を施した床板をいう。
用途別の合板 コンクリート 型わく用合板	普通合板生産量のうち、コンクリート型わく用に使用する合板をいう。 なお、コンクリート型わく用合板については、表面に塗装等の加工を施したのも「普通合板」に含めた。
構造用合板	ツーバイフォー住宅等の建築物の耐力構造上必要な部位に使用される合板で、JAS規格で厚さ等の規格を定めている。
単板製造用 素材入荷量	単板を製造するために工場土場に入荷した素材の量で、転売したものを除く。
普通合板入荷量	特殊合板を製造するために特殊合板専門工場に他工場から普通合板を入荷した量のほか、自社の他工場からの受入量も含む。
普通合板生産量	自工場で生産した普通合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものは除いた。 なお、購入した単板から生産したものは含めた。
特殊合板生産量	自社工場で生産された特殊合板の量をいい、自社他工場から受け入れたものを除く。
普通合板消費量 （特殊合板用）	特殊合板を製造することを目的として振り向けた普通合板の量をいう。この場合、自工場への仕向量のみを計上し、自社他工場分等は除いた。

(4) 木材チップ関係

木材チップ	チップー等を用いて製造したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。
木材チップ工場	素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材をチップー等にかけて木材チップを製造する事業所をいう。 なお、製材工場、合単板工場、家具・建具工場等との兼営工場は木材チップ工場に含めるが、製紙工場、パルプ工場、繊維板工場及び削片板工場にお

ける調木、原料製造の一工程として木材チップを製造しているものは除く。

(5) 木 材 価 格 関 係

素 材 価 格	製材用素材価格は製材工場、合単板用素材価格は合単板工場、木材チップ用素材価格は木材チップ工場における工場着購入価格である。
製 品 卸 売 価 格	木材市売市場、木材センター及び木材卸売業者における小売業者への店頭渡し販売価格である。
木 材 チ ッ プ 価 格	パルプ向けチップ工場における工場渡し販売価格である。
工 場 着 価 格	素材を購入する工場の土場又は貯木場までの輸送費、積降し等の諸経費を含んだ価格をいう。
店 頭 (工 場) 渡 し 価 格	買方が売方（事業所、販売店及び工場）まで製品を引取りにくることを条件に販売する価格をいい、配達のための輸送費、積降し等の諸経費を含んだ持込み価格の場合は、それらの諸経費を除いた価格をいう。
等 1 級 ・ 2 級	J A S 規格の 1 級 ・ 2 級と業者のいう等級のうち J A S 規格の 1 級 ・ 2 級に準ずるものをいう。
込 み	J A S 規格等により定められている等級にかかわらず、全てを包含したものをいう。
No. 3	米材丸太の等級である。米材の丸太は、径級と外観（節、曲り、腐れ等）によって等級が格付けされ、一般的にはNo. 1、No. 2 及びNo. 3 に区分されるが、No. 3 は最小径が30cm以上で製材品のコモン級（一般用途材）又はそれ以上の製材をひくのに適当な材をいう。
合 板 適 材	合単板用として仕向けられるものをいう。
乾 燥 材	乾燥処理をした製材品であって、含水率25%以下のものをいう。
針 葉 樹 合 板	針葉樹材で製造された合板をいい、本調査では針葉樹のみで製造した「全針葉樹合板」（(3)の「針葉樹合板」の項を参照）のみを調査対象とした。

14 利用上の注意

- (1) 木材価格の調査品目及び調査対象都道府県の見直しについては、基準年として西暦末尾が「1」と「6」の年の流通量に基づいて行っている。

木材価格のうち月別の都道府県平均価格は、素材については2011年（平成23年）における調査対象工場別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については2011年（平成23年）における調査対象業者別の年間の販売量による加重平均値である。

全国平均価格は、素材については平成22年における当該都道府県別の年間の素材の消費量（木材チップは生産量）、製品については平成23年における当該都道府県別の年間の推定販売量による加重平均である。

なお、全国の年価格は、月別の全国価格の12か月平均値（単純平均）である。

(2) 数値の四捨五入について

統計数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

木材価格調査は、次の方法によって四捨五入している。

素材価格、木材チップ価格、製材品価格及び集成材価格

原数		4桁以上 (1,000)	3桁 (100)
四捨五入する桁(下から)		2桁	1桁
例	四捨五入する前(原数)	1,234	123
	四捨五入した数値(統計数値)	1,200	120

合板価格

原数		3桁 (100)
四捨五入する桁(下から)		1桁
例	四捨五入する前(原数)	123
	四捨五入した数値(統計数値)	120

(3) 本書の統計表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.4千m³→0千m³、0.04%→0.0%）

「－」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

(4) 統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) 本統計の累年データについて、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類「森林、林業」で御覧になれます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei>】

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班

電話：代表 03-3502-8111 内線 3686

直通 03-3502-5665

FAX： 03-5511-8771